

はじめに

【計画の位置づけ】
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」等に基づき、明石市の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を定めるもの。

【計画期間】
令和6年度から令和11年度

感染症法に基づく感染症類型

感染症類型	疾病名
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類	結核、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類	日本紅斑熱、ライム病、つつが虫病、レジオネラ症、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、レプトスピラ症等
5類	アメーバ赤痢、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、後天性免疫不全症候群、梅毒、百日咳、感染性胃腸炎、風疹、麻疹等
新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

計画の内容

I 感染症の発生予防のための施策

- 感染症発生動向調査
- 食品衛生部門および生活衛生部門の役割
- 感染症対策のデジタル化
- 感染症予防対策における関係機関および関係団体との連携

II 感染症のまん延防止のための施策

- 発生時の対応
- 感染症の診査に関する協議会
- 積極的疫学調査
- 新興感染症等への対応
- 食品衛生部門および生活衛生部門、動物衛生部門との連携
- 関係機関や関係団体との連携

III 病原体等検査の実施体制および検査能力の向上

- 病原体等検査体制の確立と整備
- 検査情報の収集、解析・評価および提供のための体制の構築
- 関係機関や関係団体との連携

IV 感染症の患者の移送のための体制確保

- 患者移送のための体制確保
- 関係機関および関係団体との連携

V 外出自粛対象者や療養生活の環境整備

- 健康観察、医療提供体制の確保
- 生活物資の支援
- 高齢者施設や障害者施設における療養環境の整備
- 関係機関および関係団体との連携

VI 人材の養成および資質の向上

- 保健所等職員の人材養成
- IHEAT要員の確保および養成
- 医療機関等における感染症に関する人材の養成
- 発生時対応訓練の実施
- 有識者等の活用

VII 保健所の体制の確保

- 保健所の体制確保
- 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- 関係機関および関係団体との連携

VIII 緊急時における国、県および政令市・中核市の連絡・連携体制

- 緊急時における国、県との連絡・連携体制
- 緊急時の医療従事者等への協力要請
- 緊急時における県、政令市・中核市との連絡・連携体制

※IHEAT: 感染症のまん延時等の健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み